香川県警察本部公告第　189　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項、第１１４条の２の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和　8　年　10　月　30　日

香川県警察本部長

日時	令和　８年１１月１８日　　午前１０時００分	
場所	高松市郷東町５８７番地１３８ 香川県警察本部交通部運転免許課聴聞室	
番号	被聴聞者の氏名又は名称	被聴聞者の住所又は居所
	対象者には別途通知済み	